



福岡県医発第2079号（地）
平成23年 1月19日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
（ 公 印 省 略 ）

インフルエンザワクチンの安定供給について

「インフルエンザワクチンの安定供給対策について」は、平成22年8月27日付け福岡県医発第1154号（地）にてご連絡いたしておりますが、今般、ワクチンの在庫状況からワクチンが全国的に十分に流通しており、偏在等が発生しなければ不足する状況は考えにくいことから、卸売販売業者の在庫の取扱い及び各製造業者等が保管している不足時の融通用ワクチン20万本のうち10万本を一般に供給すること等、融通用ワクチンの取扱いについて、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 融通用ワクチン20万本（1mL換算）については、平成22年12月13日をもって製造業者等に対し、10万本を一般に供給するよう依頼することとし、その後のワクチン不足時の供給依頼に対しての対応、接種のスケジュールが遅い自治体への対応等のために、今後の融通用として、10万本のワクチンを保管することとしたこと。
2. なお、早急にワクチンを必要とする医療機関からの注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐため、連名通知の記2「（4）予約の解除について」について、関係者に再度理解を求め、円滑な供給に努めること。
3. 1による融通用ワクチンの一部が供給解除された後において、都道府県内において、不足の状況が認められた場合は、融通用ワクチン10万本の中から貴管内への供給の必要性を検討するので、厚生労働省医薬食品局血液対策課に連絡すること。
4. 接種シーズンの終盤までワクチンを在庫した後返品することは、安定供給の妨げとなる。そのため、状況によっては、厚生労働省は、接種シーズンの終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討することがあること。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 権藤秀之
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ162)

平成22年12月10日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
保 坂 シゲリ

インフルエンザワクチンの安定供給について

「インフルエンザワクチンの安定供給対策について」は、平成22年8月11日付（地Ⅲ61）をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、ワクチンの在庫状況からワクチンが全国的に十分に流通しており、偏在等が発生しなければ不足する状況は考えにくいとして、卸売販売業者の在庫の取扱い及び各製造業者等が保管している不足時の融通用ワクチン20万本のうち10万本を一般に供給すること等、融通用ワクチンの取扱いについて、厚生労働省医薬食品局血液対策課長より各都道府県衛生主管部（局）長に対し別添の通知がなされました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

平成 22 年 12 月 9 日

社団法人日本医師会感染症危機管理対策室長
保坂 シゲリ 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長
三宅 智

インフルエンザワクチンの安定供給について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り深く感謝申し上げます。

今冬のインフルエンザワクチンの安定供給対策については、平成 22 年 8 月 4 日付け健感発 0804 第 2 号、薬食血発 0804 第 4 号厚生労働省健康局結核感染症課長、厚生労働省医薬食品局血液対策課長連名通知により、お願いしたところです。

当該在庫状況から、ワクチンは全国的に十分に流通しており、偏在等が発生しなければ不足する状況は考えにくいところです。

については、卸売販売業者の在庫の取扱い及び各製造業者等が保管している不足時の融通ワクチンの取扱いについて、各都道府県衛生主管部（局）長に別添（写）のとおり通知しました。貴会におかれましてもよろしく御承知おき下さいますようお願い申し上げます。



薬食血発1209第1号
平成22年12月 9日

都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長



インフルエンザワクチンの安定供給について

今冬のインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策については、平成22年8月4日付け医政経発0804第1号、健感発0804第1号、薬食血発0804第1号厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「連名通知」という。）により、周知したところである。

ワクチンの在庫状況一覧を毎週送付しているが、当該在庫状況から、ワクチンは全国的に十分に流通していることが確認でき、偏在等が発生しなければ不足する状況は考えにくいところである。

については、卸売販売業者の在庫の取扱い及び各製造業者等が保管している不足時の融通用ワクチン（以下「融通用ワクチン」という。）の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下関係者に対してご指導方よろしくお願いしたい。

記

- 1 融通用ワクチン20万本(1mL 換算)については、平成22年12月13日をもって製造業者等に対し、10万本を一般に供給するよう依頼することとし、その後のワクチン不足時の供給依頼に対しての対応、接種のスケジュールが遅い自治体への対応等のために、今後の融通用として、10万本のワクチンを保管することとしたこと。
- 2 なお、早急にワクチンを必要とする医療機関からの注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐため、連名通知の記2「(4) 予約の解除について」について、関係者に再度理解を求め、円滑な供給に努めること。
- 3 1による融通用ワクチンの一部が供給解除された後において、都道府県内におい

て、不足の状況が認められた場合は、融通用ワクチン10万本の中から貴管内への供給の必要性を検討するので、厚生労働省医薬食品局血液対策課に連絡すること。

- 4 接種シーズンの終盤までワクチンを在庫した後返品することは、安定供給の妨げとなる。そのため、状況によっては、厚生労働省は、接種シーズンの終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討することがあること。